

さっ ぽろ し
札幌市

しょう しゃ せいさくていげん
障がい者による政策提言サポーター

へいせい ねん どていげんしょ
平成18年度提言書



へいせい ねん ねん がつ
平成18年 (2006年) 12月

は　じ　め　に

昨年、一昨年と、これまで提出した2回の政策提言によって、実現、実施された項目は、たとえ3分の1に過ぎないかもしれないが、札幌市の障がい者に対する福祉施策が着実に前進していることは、私たちが障がい当事者、家族、関係者にとって本当に喜ばしい限りです。

これも、上田市長をはじめ各部局が真剣に耳を傾け取り組んでいただいた結果と受けとめています。

しかしながら、3年目に至った今日でも多くの意見や要望が寄せられています。

みんな、サッポロは良い街だと言っています。好きな街だと言っています。ただ、障がいゆえに、今どうしても超えられない“壁”があるから、いろいろな支援を求めているのです。

それが、

- ・働きたい。
- ・道路や建物のバリアをなくしてほしい。
- ・親亡き後の子供が心配だ。
- ・負担によってヘルパーを頼む回数を少なくせざるをえない。
- ・わずかな賃金で頑張っているのに、負担により、もう作業所へ行けない。
- ・手話通訳などコミュニケーションをするのにも負担がかかるのか。
- ・市営住宅に、今すぐ入居させてほしい。

など、それぞれの障がいや生活環境によって千差万別の要望となって現れてきます。

しかし、住み慣れた街で地域で、一市民として社会と関わりを持って生活

したいと願うのは、至極^{しごく}当たり^あ前で^{まえ}基本的^{きほんてき}なことではないでしょうか。

私^{わたし}たち障^{しょう}がい者^{しゃ}を取り巻^とく施策^まは、今^{いま}ものすごいスピードでめまぐるしく変化^{へんか}してきており「何^{なに}がなんだかわからない」というのが実感^{じっかん}です。

寄せ^よられた意見^{いけん}は、本当^{ほんとう}に日々^{ひび}の生活^{せいかつ}に直面^{ちよくめん}する課題^{かだい}ばかりであり、三^{みつ}つの障^{しょう}がいが一つ^{ひと}になった今^{いま}、よりいっそうわかりやすい説明^{せつめい}が求め^{もと}られています。

上^う田^{えだ}市長^{しちょう}には、提言^{ていげん}の内容^{ないよう}をさらに重^{おも}く受け止^うめていただき、誰^{だれ}もが安心^{あんしん}して安全^{あんぜん}に暮^くらせる福祉^{ふくし}のまちづくりに反映^{はんえい}していただくよう心^{こころ}から期待^{きたい}し、私^{わたし}たちの提言^{ていげん}といたします。

平成^{へいせい}18年^{ねん}(2006年^{ねん}) 12月^{がつ}

札幌^{さっぽろ}市^し障^{しょう}がい者^{しゃ}による政策^{せいさく}提言^{ていげん}サポーター 一^{いち}同^{どう}



1. 理解促進

市役所庁舎をはじめ、各区の催しなどで地域の小規模作業所製作品の販売コーナーを設けたり、市内の公共施設を利用してミニ展示コーナーを設けるなど、がんばっている障がい者への理解促進につとめてください。

2. 住居

安心して暮らせる住居の確保。

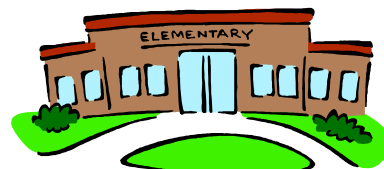
①市営住宅の車いす対応戸数をもっとふやす。

②市営住宅に障がい者優先枠をつくる。さらに、特に単身者の住宅さがしが困難なので、居住サポート事業を実施する。

③知的障がいの人や精神障がいの人向けだけでなく、身体障がいの人のグループホームも補助対象とする。

3. まちづくり

安心・安全に社会活動ができる街づくり。



①臆することなく出かけられる街への改革。

◆ 公共施設を建設する際は、設計段階より障がい者の意見を聞いてほしい。

◆ これからも道路の段差解消や、点字ブロックの正しい敷設（色、形）につとめてください。

◆ ノンステップバスをもっとふやし、障がい者やお年寄りも利用しやすくしてください。

◆ 歩道、横断歩道について、重点的に除雪すべき箇所や、除雪の仕方などについても、障がい者や障がい者団体の声を聞いてください。

②積極的に活動できる地域づくり

ち い き しやう しや し せ つ さぎようしよ ちやうないかい かくしゅかつどう つう
地域にある障がい者施設や作業所などと町内会とで、各種活動を通じて
そうごうりゆう
相互交流をはかる。

4. 就 労

せつきよくてき こよう すいしん
積極的な雇用の推進。

①札幌市でも障がい者の別枠採用を既に行っているが、関連団体、外郭団体
こよう すす みんかんきぎよう こようきかい そくしん ほうていこようりつ じゅんしゆ
への雇用を進めたり、民間企業での雇用機会の促進、法定雇用率の遵守にも
いっそう
一層つとめてください。

しゅうろうき かい すいしん
②就労機会の推進

- こうほう はいふ しやうき ぼさぎようしよ いたく
◆ 広報さっぽろの配付を小規模作業所へ委託
- こうえん せいそう
◆ 公園の清掃

③すべての障がい者が利用できるようにジョブコーチ制度を充実させる。

5. 教 育

①生徒、学生および教職員の障がい者に対する理解を深めてもらうために、
わたし
私たちサポーターも積極的に協力します。

まず、小・中学校の総合学習の時間等を利用して、障がい
い（者）に関する授業を行ったり、障がい当事者の話を直
せつき きかい つく
接聞くような機会をもっと作ってください。

②学校施設のバリアフリー化とともに、統合教育を推進する。

③高等教育へ進むための環境づくり

障がい者が大学や専門学校へ進むための奨学金制度について検討してい
ただきたい。



6. 防 災

せつきよくてき し え ん たいせい きやうりよく
積極的な支援体制づくりに協力します。

①プライバシーより“命”が大切です。

要援護者のリストを作るために、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式など全国各地で試行されていますが、私たちも積極的に協力しますので、早急な支援策作りを検討していただきたい。

②また、支援策作りに当たっては、ぜひ三障がい当事者（身体、知的、精神）を参画させていただきたい。

7. 福祉サービス

各種福祉サービスを、選択の範囲も含めて十分に周知していただきたい。

「あなたには、こういう制度がありますよ。使えますよ」ということを、積極的に周知していただきたい。

8. 情報・コミュニケーション保障

聴覚、視覚障がい者に対するあらゆる情報・コミュニケーションの保障。

①市の郵便物に点字シールを貼る、パンフレットなどにSPコードを付ける、ホームページを障がい者が利用しやすくする、等々障がいによるあらゆる情報格差をなくすようつとめてください。

②手話通訳者、要約筆記通訳者育成の一層の強化と、点訳の利便性向上。

9. 提言の実行

①前回、前々回の提言書において「中・長期的な検討が必要」との回答が3分の1ありますが、その後の進捗状況についてお聞きしたい。（項目別途）

②提言書並びに取り組み状況について、すべての市議会議員、市職員に周知し、障がい者が直面している問題について認識していただきたい。

（以上）

市民から寄せられた意見や提案

凡例：〔18懇①〕=H18年度第1回懇談会、〔18聴②〕=同第2回意見聴取、
〔募〕=募集意見、〔サ〕=サポーター意見

1. 理解促進

- (1) (聴覚障がい2級) もっと手話を普及させて、たくさんの人に覚えてほしい。〔18聴②〕
- (2) (精神障がい2級) 地下鉄やバスで、福祉パスを提示するとき、しないときの対応が人によって違い、いやな思いをすることがある。できれば、交番や公共交通機関などに、障がい者用のマニュアルなどを置いてほしい。いろいろな人が利用する窓口、銀行、郵便局、区民センターなどにもあったらいい。〔18聴②〕

2. 市役所について

- (1) (視覚障がい) 国の補助金制度について、市役所から、今度こういうものができたから使いませんかというP R がない。行って聞いてみて初めて、こういうものがあつた、と分かる。まず市役所の方から、こういうものがあるとPRしてほしい。金のかかるものは周知しないと言わんばかりの姿勢は直してほしい。〔17懇②〕
- (2) 今回、障害者自立支援法に変わったので、役所に相談に行った。相談体制が整備したというけれども、窓口に行って聞いても、適切に答えてくれる職員がいない。しかも、4月の人事異動で、今まで 関 ってくれていた人がいなくなった。この大事なときに、私 たちにとって身近な職員が異動するのはすごく不安だ。だから、職員の異動も、もうちょっと時期を 考 えてもらいたい。〔18懇①〕
- (3) (知的障がい) 知的の人はなかなか言いたいことが言えない。市役所に行っても、「担当がいないので・・・」では困る。もっと親身に 話 を聞いてほしい。〔18聴③〕
- (4) (視覚障がい1級) 墨字の文書を読むことができない。かわりにスピーチオを使っている

が、これに対応している文書類がまだまだ少ない。まずは札幌市の公文書、福祉ガイド、市民便利帳、災害マップといったものに SP コードをつけてほしい。市が率先すれば民間にも広がる。〔18 聴③〕

- (5) (視覚障がい 1 級) 市からの文書には点字がなく、読んでももらわないと、どこから来たかも分からない。前々から要望しているのだが、なかなか変わらない。せめて、封筒の差出人欄のところに点字シールを貼ってもらえれば、それだけでも助かるので、点字シールを貼ってほしい。〔18 聴③〕

3. 障害者自立支援法

- (1) (知的障がい) 市主催の説明会のお知らせにはルビがついていなかった。ルビがついてないと、何のお知らせなのかも分からない。〔18 聴③〕

- (2) ヘルパーを使っているが、1 割負担になったら生活が苦しくなる。このままでは、施設か病院に送られるのは確実だ。〔18 懇①〕

- (3) 札幌市も帯広市みたいに減免措置をしてほしい。小規模作業所の運営を支援してほしい。〔18 懇①〕

- (4) (精神障がい 2 級) 帯広市や京都市などは、自治体の裁量で自己負担額の個別減免を行っているのに、なぜ札幌市はしないのか。このままでいくと、旭川市の通所授産施設などのように、辞めていく人が増える。そうすると、引きこもりや入所施設への入所、入院する人がどんどん増える。〔18 懇①〕

- (5) 10 月から、肢体不自由児の通園施設などが利用契約制度に変わり、それにともない利用者に多くの負担が求められることになる。今まで所得に応じて決まっていた金額が、これからは一律、利用料が 303 円と食費が 650 円で、1 日大体 1,000 円弱かかる。毎日通うと、月に 2 万円から 25,000 円くらいの負担になる。子どもには訓練や保育が必要だ。負担の増額により施設に通いたくても経済的な理由で通所を制限せざるをえなくなる。

働きたくても、障がいをもつ子がいると、親はなかなか働けない。兄弟はつれて来れな

いから保育園に入れて、さらに負担が重くなるととてもつらい。

子どもの可能性を信じて、毎日がんばっているのに、必要な機会をうばわれてしまわないよう、利用料の減額や補助をしていただきたい。

また、食費は実費負担ということですが、これは大人と同額(1食650円)ということなので、せめて子ども料金にしてください。普通の小学校は、大体、月3,350円、1日170円で、市立幼稚園は場所によって違うが、200円から300円と聞いている。

これに医療費、車いす・補聴器など補装具の1割負担が加わると、私たち保護者への負担は家計を圧迫するほどで、本当に厳しい現実だ。〔18懇②〕

★複数の方のご意見をまとめました。

- (6) 主治医意見書だが、主治医というのはいるようでいない。ムリヤリ頼んで、受診できないものだから電話でやりとりしてやっと書いてもらったということがあった。身体の場合は、先生と言われると、医者でなくてリハビリの技師だったりする。リハビリの技師に書いてもらおうとする人がいて、ちょっと実情に合わないところがあるので、ぜひその辺ご検討いただきたい。

〔18懇②〕

- (7) (障がい1級)

ア. 障害者自立支援法の情報開示が遅い。1割負担になると生活が苦しい。老後の生活設計が狂い、不安だ。生活保護以下の生活になる。〔18聴①〕

イ. ヘルパー利用に自己負担が発生することで、支払い能力によっては利用量が減って生活が大変になる。〔18聴①〕

- (8) (障がい者団体) 厚労省は、精神科の入院患者を減らすため、一部の病棟を「退院支援施設」に変える計画を打ち出した。2～3年入所して、生活訓練を行う施設とされるが、居室は病棟並みの4人部屋で、地域生活に移れる保証はない。病院の敷地内やすぐそばの施設では退院した実感が持てないし、病棟を模様替えしただけの施設では病院に囲い込みが続くだけだ。地域に行き場がなければ、利用期間を決めても有名無実になる。名目だけの入院患者が減っても、本当の退院にはならない。スタッフの手薄な施設に変えて、医療費を減らすだけだ。〔18聴③〕

(9) (視覚障がい 1級) 障害者自立支援法によって自己負担が生じることについて、札幌市としての独自の負担軽減策はないのか。〔18 聴③〕

(10) (精神障がい 1級) 区役所の保健福祉課で、障害者自立支援法の受給者証がほしいといったら、あちこちたらい回しされて、やっと書類をもらえた。もっと自立支援法のことをよく教えてやってください。〔募〕

(11) (知的障がい B) 発達障がいも、障害者自立支援法に一体化してほしい。〔募〕

4. 福祉サービス

(1) うちの子は、デイサービスと通園事業と共同作業所と病院のリハビリと、それぞれどこも定員オーバーなので、毎週4カ所も通っている。しかし、そのコーディネートをする人がいない。介護保険だとケアマネジャーがいて相談できるが、そういう窓口はないし、区役所にもそんなことは相談できない。養護学校にいる間は先生に相談すればよかったが、卒業するとそういう機会もなくなるので、何かあったときに相談するのはここ、ということを札幌市にもきちんと示していただきたい。〔18 懇②〕

(2) (肢体障がい 1級) 札幌市の介護サービス単価の早見表がほしい。上限額だけ示されても、事業者から示された負担額が、何にいくらかった結果なのか分からない。内容の分からない明細では、ミスやごまかしがあっても分からない。〔18 聴①〕

(3) (知的障がい B) 9月から障がい者のデイサービスがなくなる。理由があって利用してるので、今後も利用できるようにしてほしい。〔18 聴①〕

(4) (肢体障がい 4級) 車いす使用。病院で検査中だが、今は4級でヘルパーは使えない。通院するにも生活保護でタクシー代もない。等級を変更してもらうのに、期間が長すぎて家族への負担も大きすぎる。その間、サポートしてくれる制度がない。〔募〕

(5) 手話通訳の利用料については非常に不安が広がっている。自立支援法では、手話通訳はコミュニケーション事業と位置づけられているが、1割負担とはまだ決まっていない。市町村に任せるとのことになっている。今、札幌市は考え方を示していないが、普通に話をするにお金をかけるというのは基本的におかしいと思う。実際に有料化する場合、だれがそのお金を負担するのか。聴覚障がい者か、それとも互いに負担するのか。一方的に聴覚障がい者が負担と言われても困る。〔18懇②〕

5. 社会参加への支援

(1) 厚別区には小規模作業所が少ないので、区外の作業所に通っている。西区は作業所が多いようだが、厚別区や清田、手稲もあまり多くない。そういう地域格差があると、もともと賃金が少ないから、ウィズユーカードの人だと、交通費の方がかかってしまう。作業所の少ない地域へ、設立のための補助をもっとしてほしい。〔17懇②〕

(2) (精神障がい3級)〔18懇①〕

- ア. 新体系に移行しても、(地域活動支援センターなど)利用料を取らないでほしい。
- イ. 地域活動支援センターに移行した場合、運営補助金を100万円増額してほしい。
- ウ. 自炊訓練事業費を、今後も引き続き支給してほしい。
- エ. 新体系に移行しても、利用通所人数や最低賃金などの条件を設けないでほしい。

(3) (知的障がい) 施設でも知的障がいだけが使えないという施設がある。障がい者全部が使えるような施設をつくってほしい。(具体的には、身体障害者福祉センターで、障がい者のためのペン字教室があるということで申し込もうとしたが、「知的障がいの人は使えません」と言われた)〔18懇①〕

(4) (知的障がい) 精神障がいの人が病院から一歩も出られない。知的障がいの人でもグループホームから出られないことが懸念される。〔18聴③〕

6. 就労支援

(1) (視力障がい) 30歳、40歳になると全く仕事がない。若い人たちが働く場所をぜひつく

てほしい。〔17懇②〕

(2) (精神障がい 2級) 私が行っている支援センターの女性は、就職斡旋で何回も面接に行くが、間口が狭くて、いつもションボリ帰ってくる。もっと雇用促進の充実を図ってほしい。
〔17懇②〕

(3) (肢体障がい 3級) 私が一番言いたいのは、障がい者雇用の充実です。市、道、国、行政側からとにかく雇用促進をやるべき。たくさんの市の施設でも身障者を使ってほしい。私たちが少し足が悪いくらいの人には窓口での対応はいくらでもできるので、どんどん使ってほしい。〔17懇②〕

(4) (知的障がい B) 知的障がいの人が一般企業で働けない。企業側に理解がない。おこられても、なぜおこられるのか説明がない。本人に説明しても分からないときは、利用施設などを通じて話してもらおう方法もある。〔18聴①〕

(5) (精神障がい) 〔募〕

ア. 就労支援、特に在宅就労。

イ. 資格取得支援。

(6) (精神障がい 3級) 障害者自立支援法が施行されて、私の生活で変わったのは、通院医療費が無料から5%に増えたことだけ。

今、私は作業所に通っているが、自分でも作業所の内容以上のことをできると思って、ハローワークの障がい者窓口にも何度も足を運んでいる。しかし、いくら努力しても、精神障がい者という偏見とか差別で、ほとんどの場合、アルバイトであっても面接の機会すらもらえない。どうか、精神障がい者に雇用の機会を与えてほしい。建前で障がい者の自立をうたうのではなくて、真の意味で障がい者の自立に協力してほしい。〔18懇②〕

(7) (精神障がい 3級) 長野県のように、企業と障がい者の間を取りもつ人がいてほしい。
〔18聴①〕

(8) (精神障がい 3 級) 法定雇用率を守らない罰金を、雇うコストより高くして、雇用を回避できない制度にしてほしい。〔18 聴①〕

(9) (精神障がい 3 級) 精神障がい者が除外されている最低賃金制の導入。(職親などで働いても、生活費の足しにならない)〔18 聴①〕

7. 医療

(1) (視力障がい) 我々の目には、特効薬もなければ治療法もないということで、眼科の先生は、あなたの病気は全く治らないということを患者に言う。そうすると、ガックリきて自殺する人もいます。今、再生医療や人工網膜の研究も進んでいる中で、札幌の眼科の先生たちにも勉強してほしい。〔17 懇②〕

(2) (聴覚障がい 2 級) 病院では、診察表や検査表に必ず FAX 番号を付けてください。急に具合が悪くなっても連絡できます。〔募〕

(3) (精神障がい) 医療費支援または全額補助。〔募〕

(4) (精神障がい 3 級) ジェネリック医薬品、漢方の共用などで医療費を安くする。近くの内科でも見てもらうことで、早めに予防できる。〔募〕

8. バリアフリー

(1) (視力障がい)〔17 懇②〕

ア. はじめて視聴覚障がい者情報センターに入ったとき、エレベーターの場所が分からなかった。また、トイレも分からなかった。統一した色で矢印か何かがあると、弱視の人にも分かるので、お願いしたい。

イ. 地下鉄大通駅は、床に黒い線でエレベーターの位置を示すようになっている。ああいうふうに黒なら黒で統一して、エレベーターへ誘導してくれると助かる。地下鉄でも、そういう黒い線は大通駅にしかない。せっかくエレベーターがあるので、各駅で黒い線を引いてくれると助かる。

(2) (視力障がい) 市民ギャラリーの正面玄関の階段は3段しかないが、上がる時はよくても、降りるときは、同じような赤レンガ色で、上も下も同じ色なので段差が分からない。降りるときにつまずいて転んだこともある。外れたところにスロープがあるのだが、気がつかないこともあるし、不便を感じる。〔17懇②〕

(3) (視力障がい) 階段の端にテープなりペンキを塗るとすれば、色盲の人もあるので、地の色と境目の端の色は濃淡をつけると、色盲の人にも助かるのではないか。病院へ行くと、ここも真っ白、あそこも真っ白という状態で、ああいうのは本当に分からなくてぶつかる。〔17懇②〕

(4) (肢体障がい 1級) 歩道に右(左)側通行を示す矢印を付けて。子どもの自転車やベビーカーがぶつかって危険。〔18聴①〕

(5) (肢体障がい 4級) 駅前のレンガ歩道は、車いすで通るとすごい振動。どうしてお金をかけてこんなことをするのか。今まで気がつかなかったが、車いすを使うようになって初めて知った。市長やえらい人も一度車いすに乗ってみて下さい。〔募〕

(6) (膠原病による全身の関節肢体障がい 2級) 北大病院に通院中だが、北12条駅にエレベーターまたはエスカレーターがないのはたいへん困る。私は今もタクシー通院をしている。大きな病院があり、通院者も多いのにまだ設置されていないのはなぜでしょう。〔募〕

9. 乗り物

(1) 年に一度ぐらいは、札幌ドームに行って野球など見たいが、ドーム行きのバスは普通のバスで、私は車いすなので乗れない。一度だけ芸術の森にノンステップバスで行ったが、あのバスがもうちょっとふえれば、これからそういう楽しみもできるのではないかなと思う。
〔18懇①〕

(2) (肢体障がい 1級) ノンステップバスに乗るには3日前の予約が必要。便数は少なくとも定期的に運行してほしい。〔18聴①〕

(3) (肢体障がい 1級) 福祉パスを提示したとき、身障手帳の提示を求めるのはやめてほしい

い(バスでの^{はなし}話)。人権侵害^{じんけんしんがい}ではないか。〔18 聴^{ちよう}①〕

(4) (知的障^{ちてきしょう}がい B) バスの運転手^{うんでんしゅ}の対応^{たいおう}が、会社^{かいしゃ}や人^{ひと}によって違^{ちが}うので、統一^{とういつ}してほしい。
〔募^ぼ〕

(5) (肢体障^{したいしろう}がい 1 級) バスが民営化^{きんえいか}してから運転手^{うんでんしゅ}の対応^{たいおう}が悪^{わる}い。〔18 聴^{ちよう}①〕

(6) (知的障^{ちてきしょう}がい B) 南北線^{なんぼくせん}には床^{ゆか}に案内表示^{あんないひょうじ}がある。東豊線^{とうほうせん}では上^{うへ}の方^{ほう}に表示^{ひょうじ}はあるが、
見^みることのできない人^{ひと}もいるので、床^{ゆか}に表示^{ひょうじ}を付^つけてほしい。〔18 聴^{ちよう}①〕

(7) 大きい文字^{おおもじ}の時刻表^{じこくひょう}を、駅^{えき}やバスターミナル^おに置^おいてほしい。〔募^ぼ〕

(8) (肢体障^{したいしろう}がい 6 級)

ア. 高速道路^{こうそくどうろ}の割引^{わりびき}(一)。使用^{しょう}する自動車^{じどうしゃ}を登録^{とうろく}して、しかも 2 年^{ねん}ごとに更新^{こうしん}しなければなら
ないが、登録内容^{とうろくないよう}に変更^{へんこう}があるときだけ更新^{こうしん}すればいいのではないか。変更^{へんこう}がないのに 2
年^{ねん}ごとに更新手続き^{こうしんてつづ}をするのは煩雑^{はんざつ}だし、つい忘^{わす}れて失効^{しつこう}していたりする。〔募^ぼ〕

イ. 高速道路^{こうそくどうろ}の割引^{わりびき}(二)。登録^{とうろく}していない車両^{しゃりょう}でも(レンタカーなどでも)、障^{しょう}がい者^{しゃわりびき}割引^しに
すべきだ。一方^{いっぽう}では、登録車両^{とうろくしゃりょう}であれば、E T C 専用ゲート^{イーティーシーせんよう}を通過^{つうか}すれば、障^{しょう}がい者^{しゃ}が
の乗^のっていないでも割引^{わりびき}になるのは矛盾^{むじゆん}だ。〔募^ぼ〕

ウ. フェリーは、障^{しょう}がい者^{しゃ}が単^{たん}に乗^{じようきやく}客^みとして身一つで乗^のる場合^{ばあい}は半額割引^{はんがくわりびき}となるが、乗用車^{じようようしゃ}
とともに乗^のるときは割引^{わりびき}にならない。障^{しょう}がい者^{しゃ}にとって車^{くるま}は足代わり^{あしが}でもあるのだから、
後^{こう}者^{しゃ}の場合^{ばあい}も割引^{わりびき}にしてほしい。〔募^ぼ〕

(9) (肢体障^{したいしろう}がい 2 級) バス停^{きゆう}にイス^{てい}を置^おいてください。立^たってバスを待^まつのがつらい。〔募^ぼ〕

10. 交通費助成^{こう ふう ひ じょ せい}

(1) (精神障^{せいしんしょう}がい) 身体・知的・精神^{しんたい ちてき せいしん}のサービス^{いちげんか}の一元化^いと言^いいつつも、交通費助成^{こうふうひじょせい}の問題^{もんだい}
は一元化^{いちげんか}が進^{すす}んでいない。例^{たと}えば 3 級^{きゆう}の場合^{ばあい}、精神^{せいしん}は、1 年^{ねん}に 33,000 円分^{えんぶん}のウィズユーカー
ドだが、身体^{しんたい}の場合^{ばあい}は、3・4 級^{きゆう}だと月 1 万 1 千円分^{つき まん せんえんぶん}のウィズユーカード^{しょう}がもらえ、しかも 障^{しょう}
がい者^{しゃわりびき}割引^{はんがく}で半額^{じっしつてき}になるので、実質^{まん}的には 2 万 2 千円分^{せんえんぶん}使えることになる。さらに、1

まん せんえんぶん つか き はんがく こうにゆう
万 1 千円分のウィズユーカードを使い切っても、なおかつ半額のカードを購入することができる。

しょう しゅべつ おお さべつ いちげんか げんじょう かいぜん
障がい種別でこういう大きな差別があって、一元化されていない現状を改善してください。

〔18懇①〕

(2) しない こうきょうこうつうきかん せいしん きゅう ひと せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう ていじ
市内公共交通機関について、精神3級の人にも、精神障害者保健福祉手帳の提示に
よって、身体・知的と同額〔半額〕の割引を実現して下さい。〔サ〕

(3) せいしんしょう きゅう さぎょうしょつうしょ こうつうひ はんがくじよせい そんぞく ちょう
(精神障がい3級) 作業所通所のための交通費の半額助成の存続を。〔18聴①〕

11. 住まい

(1) こきゅう き のうしょう きゅう しょうがいねんきん く たんしん ねんかん しい
(呼吸器機能障がい3級) 障害年金とたくわえで暮らしている。単身。7年間、市営
じゅうたく もう こ あ せいかつ ほ ご う こきゅうしょう
住宅を申し込んでいるが当たらない。生活保護は受けたくない。呼吸障がいがあるので、1
かい つき じゅうたく こま し じゅう ちゅうせんほうほう しょう しゃ こうへい
階か、エレベーター付の住宅でないと困る。市住の抽選方法は、障がい者にとっては公平
でも機会均等でもない。福祉枠を確保すべき。

サポーターの取り組み状況は、(市住について)毎年同じことを言っている。

じぶん くるま つか くるま じゅうたく つく こんきょ なに
(自分は車いすを使っていないが) 車いす住宅を4%作っているという、4%の根拠は何か。

〔18懇①聴①③〕

(2) ちてきしょう しいいじゅうたく す ちてきしょう せいしんしょう ひと か じ
(知的障がい) 市営住宅に住んでいる知的障がい、精神障がいの方は、火事などが
あったときパニックになるので、世話人さんみたいな人を一人つけてほしい。〔18懇①〕

12. 防災体制

(1) しかくしょう じしん みなみく たす もと ひと いえ い しいん
(視覚障がい) 地震のときなど、南区では、助けを求める人の家に行って支援してくれる
しく ざっぽろし いま ぜんぶ かたち
仕組みがあるそうだが、これは、札幌市は今、全部そういう形でやっているのだろうか、
たし こん
確かめたい。〔17懇②〕

(2) しかくしょう がつついたち ぼうさい ひ ぎょうじ おこな さっぽろ
(視覚障がい) 9月1日、防災の日にはいろいろな行事が行われるが、札幌などもいつ
どんな災害にみまわれるかわからない。防災時にどうしたらよいかということがシステム化され
ていないのは非常に怖いので、防災時のネットワーク確立を強く要望したい。

これは緊急性の高い問題であり、早く地域にきちんとしたネットワークをつくって、何か起きたときの対応策を打ち出してほしい。〔サ〕

13. その他

(1) (知的障がい B) 障害者自立支援法によって、10月から作業所や施設の利用料など変わってくると、高等養護学校卒業生の進路が厳しくなる可能性がある。学校では、進路の面談を行ってほしい。〔募〕

(2) 障害者手帳には、その人の住所、氏名、写真、病名が書かれている。一方で個人情報保護ということが言われながら、手帳を見せるたびに全部見られてしまう。女性も、どこに住んでいて、年齢はいくつでということが全部わかってしまう。障がい者に関して、こういうところを保護しようという考えが行政にまったくないのはたいへん残念。

手帳をおおやけに出す場合、番号と名前と住所で十分なのだから、せめて、その分だけカード式にするような工夫をしてもらいたい。

実は、障害者手帳は全国一律ではない。手帳の様式は市町村が単独で決められることなので、このことはぜひ、人権尊重という立場から考えていただきたい。〔18懇②〕

(3) (肢体障がい 1級) 身障手帳をカード化してほしい。今の手帳は財布に入らないので、提示を求められたとき取り出すのが不便。〔18聴①〕

(4) (知的障がい B) 療育手帳を胸のポケットに入るくらいに小さくしてほしい。〔18聴①〕

(5) (知的障がい B) 障がい者スポーツ大会の案内が個人ではわからない。〔18聴①〕

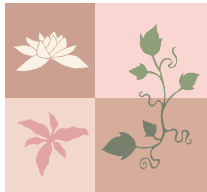
(6) (知的障がい B) 札幌駅の駐輪場は、一時利用専用がわずか2カ所しかないので、もっと増やしてほしい。できれば、市内に、一時利用でとめられる所をもっと増やしてほしい。〔18懇①〕

(7) (精神障がい 3級) 2級から3級になる人が増えているが、その理由が当事者にはさっぱり知らされていない。〔18聴①〕

- (8) (視覚・聴覚障がい、73歳) 昔、自動車免許を取ったが、視力に障がいをもったため、
身障手帳を更新していない。免許を持っていると、障がい者と認められないのか。〔18 聴①〕
- (9) (精神障がい 61歳) 生活保護受給者の作業所工賃は、多く出しても収入認定されて
保護費が減らされるので、月8千円のままだ。〔18 聴②〕
- (10) 夜、自転車のライトをつけさせるようにしてほしい。〔募〕
- (11) (知的障がい B) 新聞で、白樺高等養護学校(北広島)の合唱部の記事を見たが、障が
い者のチャリティーコンサートをやってはどうか。〔募〕
- (12) (知的障がい B) 働いていると、サポーターの催しに出られない。時には夜や日曜に開
いてほしい。〔18 聴①〕
- (13) (知的障がい) 政策提言サポーターの催しは、広報さっぽろにも載っているが、もっと
P R するためにはいろいろな団体への用紙配布も必要ではないか。〔18 聴③〕
- (14) (障がい 1 級) このような場(意見聴取)で出た意見が本当に市に伝わるのか、また実際
何がどのように変わったのか何もわからない。〔18 聴①〕

(以 上)

札幌市 障がい者による政策提言サポーター 名簿 (第Ⅱ
 期)



◎ 浅 香 博 文

おお い のぶ ゆき
 大 井 暢 之

お さ ない み ち こ
 小 山 内 美 智 子

かわ にし あきら
 河 西 明

きく ち しん
 菊 地 信

くろ だ すみ お
 黒 田 澄 雄

すず き あき こ
 鈴 木 昭 子

み うら まさ はる
 三 浦 正 春

やま もと ひろ ゆき
 山 本 浩 之

○ わが つま たけし
 我 妻 武



へいせい ねん がつ にち いしよく
 (平成17年12月19日 委嘱)

※ ごじゅうおんじゅん
 五十音順

※ ◎ だいひょう、○ ふくだいひょう
 代表、副代表

しょう しゃ せいさくていげん
障がい者による政策提言サポーター・プロフィール
ごじゅうおんじゅん
(五十音順)

あさか ひろふみ したいしょう だいひょう
浅香 博文 (肢体障がい) = 代表

さっぽろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかいじむきょくじちよう
札幌市身体障害者福祉協会事務局次長。

おおい のぶゆき せいしんしょう
大井 暢之 (精神障がい)

ほっかいどうせいしんしょうがいしゃかいふくしや れんごうかいがいちよう こもん
北海道精神障害者回復者クラブ連合会会長。すみれ会顧問

おさない みちこ したい げんごしょう
小山内美智子 (肢体・言語障がい)

ねん さっぽろ かいけつせい ねん しゃかいふくしほうじん そうごうしせつちよう ちよしょ
'77年、札幌いちご会結成。'99年、社会福祉法人アンビシャス総合施設長になる。著書
に「車椅子からウィンク」「車椅子で夜明けのコーヒー」など。

かわにし あきら せいしんしょう
河西 明 (精神障がい)

せいかつしえん かわにしにんげんかがく けんきゅうしよしゆさい さっぽろし
ピアカウンセラー生活支援センター・河西人間科学コンピュータ研究所主宰。札幌市
せいしんしょう しゃかいふくしや れんごうかいふくかいちよう せいしんほけんふくしし
精神障がい者回復者クラブ連合会副会長。精神保健福祉士。

きくち しん しかくしょう
菊地 信 (視覚障がい)

さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきょうかいりじ
札幌市視覚障害者福祉協会理事。

くろだ すみお したいしょう
黒田 澄雄 (肢体障がい)

こうどう かんげき かんしゃ ケー しんじょう ほくだいびよういん しょう しゃ じ
行動・感激・感謝の“3K”を信条として、北大病院ボランティア、障がい者(児)
すいえいりよういく おうきゆうてあて ふきゆう しょう しゃ ふきゆう ちいきかつどう おこな
水泳療育、応急手当の普及、障がい者スポーツの普及などの地域活動を行っている。
うんえいいいんちよう
コミュニティスペースじゃがいも運営委員長。

すずき あきこ ちてきしょう
鈴木 昭子 (知的障がい)

エヌピーオーほうじんさっぽろしょうがいしゃかつどうしえん しぜんしょくひん てづく ひん みせ
NPO法人札幌障害者活動支援センター・ライフの自然食品と手作り品の店「ひだ
まり」に勤務。

みうら まさはる ちてきしょう
三浦 正春 (知的障がい)

さっぽろ かいがいちよう きたかぜ かいがいちよう
札幌みんなの会会長。北風の会会長。

やまもと ひろゆき ちようかくしょう
山本 浩之 (聴覚障がい)

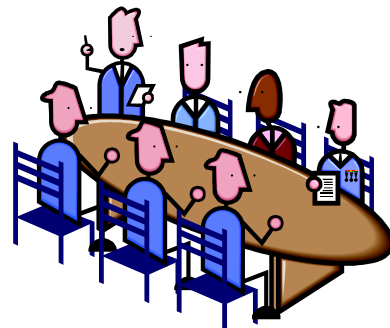
さっぽろちようりよくしょうがいしゃきょうかいじむきょくじちよう
札幌聴力障害者協会事務局次長。

わがつま たけし したいしょう ふくだいひょう
我妻 武 (肢体障がい) = 副代表

デービーアイほっかいどう かいぎじむきょくちよう かいだいひょう
DPI北海道ブロック会議事務局 長。メビウスの会代表。

ねん だい かい せかいかいぎさっぽろたいかいそしきいいんかい じむきょくじちよう
'02年、第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会・事務局次長をつとめる。

こんだんかい じこしょうかい さんかしや はいふ
* 懇談会で、自己紹介のかわりとして参加者に配布されたものです。



第2回提言以後の活動状況

1 懇談会

- ◆ 平成18年度第1回懇談会 H18年5月15日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
(平成17年度提言書に対する札幌市の取り組み状況について)
- ◆ 同 第2回懇談会 H18年7月29日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
テーマ:「障害者自立支援法がスタートして」

2 意見聴取

- ◆ 平成18年度第1回意見聴取 H18年4月26日14:00～ 市役所
- ◆ 同 第2回意見聴取 H18年6月28日14:00～ 厚別区民センター
- ◆ 同 第3回意見聴取 H18年8月25日14:00～ 東区体育館

3 提言書作成ワーキング会議など

- ◆ 全員による打ち合せ会議 H18年8月14日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
- ◆ 平成18年度第1回ワーキング会議 H18年9月11日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
- ◆ 平成18年度第2回ワーキング会議 H18年10月6日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
- ◆ 全員による打ち合せ会議 H18年10月26日14:00～ 身体障害者福祉センター

4 提言書提出

- ◆ 平成18年度提言書 H18年12月(予定)

5 その他

- ◆ 第Ⅱ期サポーター10名への委嘱状交付 H17年12月19日13:00～ 市役所
- ◆ 自立支援法勉強会 H18年2月14日14:00～ 市役所
- ◆ 全員による打ち合せ会議 H18年3月24日14:00～ 視聴覚障がい者情報センター
- ◆ 区保健福祉課新任者基礎研修へのサポーター講師派遣(浅香代表)
H18年5月30日 16:00～ 身体障害者福祉センター
- ◆ サポーターによる厚別区役所訪問(浅香、山本サポーター) H18年7月28日13:30～
- ◆ サポーターによる西区役所訪問(黒田、大井サポーター) H18年8月16日13:30～
- ◆ サポーターによる北区役所訪問(河西、菊地サポーター) H18年8月23日13:30～
- ◆ 手稲区保健福祉部職員研修へのサポーター講師派遣(浅香代表)
H18年12月8、11、14日 16:00～ 手稲区役所

しょう しゃ せいさくていげん ちょうないけんしゅうとう こうし はけん
障がい者による政策提言サポーターの庁内研修等への講師派遣について
(じっ し ほう ほう
実 施 方 法)

1. はけんたいしょう けんしゅうとう
派遣対象となる研修等

げんそく しょういん たいしょう ちょうないけんしゅうとう ぎょうじ しゅし
原則として、職員を対象とする庁内研修等とします。ただし、行事の趣旨に
よって はんだん いちおう そうだん
判断しますので、一応ご相談ください。

2. はけん
派遣するサポーター

べってんめいぼ はけんきぼう えら もうしこみしょ きにゆう
別添名簿から、派遣希望サポーターを選んで、申込書に記入してください。

3. じかん
時間

かい あ じかん しつぎおうとう いけんこうかん ふく じかん ぶんていど
1回当たりの時間は質疑応答や意見交換を含め、1時間30分程度としてくださ
い。

4. もうしこ てつづ
申込み手続き

(1) しょう ふくしか でんわとう そうだん うえ もうしこみしょ ひつようじこう
まず障がい福祉課に電話等でご相談ください。その上で、申込書に必要事項
きにゆう かいさいきぼう び やく げつまえ もう こ
を記入し、開催希望日の約1ヵ月前に申し込んでください。

(2) しょう ふくしか につていとう ちょうせい おこな けんしゅうとう
障がい福祉課では、サポーターと日程等の調整を行ったうえで、研修等
しゅさいか はけんつうち そうふ
主催課に派遣通知を送付します。

5. た
その他

しやれい こうつうひとう ふよう
謝礼、交通費等は不要です。

ただし、かいじょう ちかてつえき かん そうげい ねが
ただし、会場によっては、地下鉄駅などのターミナルとの間、送迎をお願いす
ることがあります。

担 当	ほけんふくしきよく	ほけんふくしぶ	しょう	ふくしか
	保健福祉局	保健福祉部	障がい福祉課	
	でんわ	電話	211-2936	ファクス 218-5181

しょう しゃ せいさくていげん せい どうんえいじぎょうじっしょうこう
障がい者による政策提言サポーター制度運営事業実施要綱

へいせい ねん がつついたち
平成 15年 10月 1日

し ちょう けつ さい
市 長 決 裁

さいきんかいせい へいせい ねん がつついたち
最近改正 平成16年4月 1日

もくてき
(目的)

だい じょう しょう しょう ひと おも かんが おな めせん りかい
第1条 この要綱は、障がいのある人の思いや考えを、同じ目線で理解や
おうえん しょう ひと き と やく
応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や
と やく おこな せいさくていげん おこな しょう
取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのあ
ひと いけん しせい はんえい もくてき
る人の意見を市政に反映させることを目的とする。

うんえい
(運営)

だい じょう じぎょう じっししゅたい さつぱろし さつぱろし ほんじぎょう うんえいじっし
第2条 事業の実施主体は札幌市とし、札幌市は本事業の運営実施のため、
お
サポーターを置くものとする。

ぎょうむ
(業務)

だい じょう つぎ ぎょうむ おこな
第3条 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) しょう ひと いけん こうかんおよ しゅうやく
障がいのある人との意見交換及び集約
- (2) しょう ひと いけん もと せいさく ていげん
障がいのある人の意見に基づく政策の提言
- (3) た ほんじぎょう もくてき ひつよう
その他、本事業の目的に必要なこと

せんてい
(サポーターの選定)

だい じょう さつぱろしないうがいじゅう しょう ひと
第4条 サポーターは札幌市内在住の障がいのある人とする。

いしよく しちょう おこな
2 サポーターの委嘱は市長が行う。

にんき
(サポーターの任期)

だい じょう にんき ねん ほけつ にんき ぜんにんしゃ
第5条 サポーターの任期は、2年とし、補欠のサポーターの任期は、前任者
ざんにんきかん さいにん さまた
の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

だいひょうおよ ふくだいひょう
(代表及び副代表)

だい じょう なか だいひょうおよ ふくだいひょう かくひとり お
第6条 サポーターの中から、代表及び副代表を各1人置き、サポーター
ごせん さだ
の互選によってこれを定める。

2 代表は、サポーターを代表し、業務を総括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 代表及び副代表ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表の指名するサポーターがその職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 サポーターの業務に関し、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

(記録台帳の整備)

第8条 本事業に従事する者は、障がいのある人の意見の内容等を明らかにした記録台帳を整備する。

(情報の保護)

第9条 本事業に従事する者は、この業務によって知り得た個人、団体等の情報について、細心の注意を払い厳重に管理するとともに当該事業目的以外に一切使用してはならない。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、保健福祉局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、障がい福祉担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

障がい者による政策提言サポーター制度

障がいのある方のご意見を募集しています

この制度は、障がいのある方たちの思いや考えを、同じ目線で理解や応援することが出来る当事者が「サポーター」として、障がいのある方たちの意見を取りまとめ、政策提言を行うことにより、札幌市政に反映していこうとするものです。

1 対象者 札幌市内にお住まいの障がいのある方及びその関係者

2 提出方法

下の提出先に郵送、ファクスでお送りください（本紙の裏面が記入用紙となっております）。ただし、用紙はこれにかぎらず何でもかまいません。点字も可）。

eメールも受け付けています（件名を「サポーターあて意見」としてください）。

3 記載事項

市政に対するご意見をご自由に書いてください。

なお、差し支えなければ下記事項についてもご記載ください。（記載は自由です）

- (1) 氏名（及びふりがな）
- (2) 生年月日（及び年齢）
- (3) 住所
- (4) 障がい名及び等級

4 ご意見の取り扱い

7月頃までに提出いただいたご意見は、その年の政策提言の参考とさせていただきます。それ以降にいただいたご意見は翌年作成の際の参考とさせていただきます。

（個々のご意見への直接の回答はいたしません、翌年に公表する「提言への取り組み状況」で担当部局の対応をお知らせします）

提出先

札幌市役所 障がい福祉課（市役所本庁舎3階）
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
でんわ 211-2936 / ファクス 218-5181
e-mail : shogai.fukushi @ city.sapporo.jp

障がい者による政策提言サポーターあて 意見提出用紙
(市政についてのご意見などを自由にお書きください)

※ご意見は、この用紙でなくても何でもかまいません。下の欄は、さしつかえがなければお書きください。

(ふりが な) なまえ		せいねんがっぴ 生年月日 ねん れい (年 齢)	T S H 年 月 日生(うまれ さい)
ご住所 じゅうしょ	〒 でんわ	しょう 障がい名 めい	(しゅ きゅう 種 級)

